

19 番 米永 あつ子 議 員

1 高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて

- (1) 本年6月19日、身寄りのない高齢者などへの支援を強化する改正社会福祉法が成立した。現在、福祉事業は認知症などで判断能力が不十分な人が対象だが、これに身寄りがいない高齢者が加えられ、日常の金銭の管理や書類の預かりなどを公的サービスとして受けられるようになり、サービスの内容も拡大し、見守りやお金の管理、入院時の手続、亡くなった後の事務までを、国の制度として支える仕組みが動き出す内容である。

身寄りがないと、入院や施設入所時に身元保証の調整が難航する事案や、日常のお金の管理、亡くなった後の葬儀や家財、ごみの処分・役所への届出の遅滞など、かねてからの課題解決が背景にあるが、本市として公布後2年以内の制度開始までの間にどのように備えるのか伺う。

- ① 頼れる親族がいない高齢者が急増し、おおむね3親等内に親族がいない高齢者は全国（2024年時点）で約286万人にのぼり、2050年には約448万人まで増えるの見込まれているが本市の現状を示されたい。
- ② 本市の単身高齢者世帯数の推移を（予想を含めて）示されたい。
- ③ 従来の福祉サービス利用援助事業を拡充し、身寄りのない高齢者などへの包括的な支援が第2種社会福祉事業として位置づけられると聞く。本市では重層的支援体制整備事業において、アウトリーチ（訪問支援）や参加支援などを鹿屋市社会福祉協議会に委託しているが、社協もまた少子高齢化の中で人材確保に大変苦慮していると推察する。ただでさえ複雑化する業務などで現場が手一杯（キャパシティオーバー）になるのではないかと懸念する。実務を担う社協への業務委託における人材確保の現状を示されたい。
- ④ 福祉の最終責任は本来、行政（市）にあると認識しているが、行政が担うべき責任の所在が曖昧になり、現場への「丸投げ」となるリスクをどのように防ぐのか、市長の見解を示されたい。
- ⑤ 専門職のマンパワー不足は一朝一夕には解決できない。であれば、限られた人員が「相談や訪問などの直接的な支援」に集中できるよう、行政と社協、民間の間での速やかな連携体制が不可欠となる。専門職のマンパワー不足を補うための「官民連携」についてどう考えているか。

⑥ 専門職が重層的支援などの困難事例に注力するためには、軽微な生活援助（買い物、ごみ出し、見守りなど）を、公的なサービスだけに頼るのではなく、地域住民同士で支え合える持続可能な仕組みが必要と考える。そのためには、地域住民（町内会や自治会、ボランティア等）で地域の身近な困りごとを地域で担える体制を作ることも必要となる。地域の人が安心して生活援助ができるためには介護などに必要な知識を得ることが大切であると考えことから、町内会などを対象とした「生活援助講習」を市が主催・支援し、受講した住民が地域内で支え合えるような仕組みを構築してはどうか。市の見解と今後の取組への意欲を示されたい。

（２）高齢化の進行により、全国の自治体で「申請から認定までに１か月以上かかる（平均４０日前後）」という長期化問題が発生しており、本市も同様の課題を抱えている。これを改善するために要介護認定業務（一次判定・二次判定）にＡＩを活用することで解決できないか。市の見解を示されたい。

（３）足腰の弱い高齢者や、車椅子を利用される方、赤ちゃん連れの方、さらには重い荷物を運ぶサークル活動の参加者にとって、西原地区学習センターの「階段移動」は大変な負担であり、時には安全上のリスクすら伴うことから西原地区学習センターへのエレベーター設置を切望する。現在の利用状況と、バリアフリー化に関する現在の本市の認識について示されたい。

２ 教育行政について

（１）通常級における読み書きに困り感のある児童生徒への早期発見と学習指導・支援について示されたい。